

●香川県告示第315号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年7月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	事業者の名称及び代表者 の氏名並びに主たる事務 所の所在地	変更年月日	サービスの種類
3722000050	(変更前) （医）三愛会コミュニ ティケアセンター指定 共同生活援助事業所 丸亀市山北町原窪4－ 3 (変更後) 三愛会共同生活援助事 業所 丸亀市山北町9－1	医療法人社団三愛会 理事長 三船和史 丸亀市柞原町366	平成22年7月 1日	共同生活援助